

アイ企業年金基金 加入者資格喪失届

(取消 ・ 訂正)

【提出方法】

・郵送、FAX、メール(PDFデータ)で届出が可能です
 453-0804
 名古屋市東区中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター
 アイ企業年金基金
 TEL:052-481-5608
 FAX:052-481-7271
 メールアドレス:基金まで直接お問合せ下さい

・アイ企業年金基金規約に基づき、下記のとおり届出ます

事業所所在地			
事業所名称 事業主氏名			
届出者(担当)	電話番号 ()	退職金制度	コース
事業所番号	セカンドライフ支援金制度	有 ・ 無	

氏名(フリガナ) 氏名(漢字) 加入者番号	生年月日	性別	喪失年月日	喪失事由	住 所	最終標準給与月額 (裁定請求書を会社に送付の場合レ点記入)	基加
	昭:5 平:7	男:5 女:6 令:9		自己都合:11 定 年:21 65歳到達:01 休 職:93 死 亡:41 転 出:9 役員就任:32 懲戒解雇:81 会社都合:31		円 備考 <input type="checkbox"/> 裁定請求書を会社に送付	1 2 3 4
	昭:5 平:7	男:5 女:6 令:9		自己都合:11 定 年:21 65歳到達:01 休 職:93 死 亡:41 転 出:9 役員就任:32 懲戒解雇:81 会社都合:31		円 備考 <input type="checkbox"/> 裁定請求書を会社に送付	1 2 3 4
	昭:5 平:7	男:5 女:6 令:9		自己都合:11 定 年:21 65歳到達:01 休 職:93 死 亡:41 転 出:9 役員就任:32 懲戒解雇:81 会社都合:31		円 備考 <input type="checkbox"/> 裁定請求書を会社に送付	1 2 3 4
	昭:5 平:7	男:5 女:6 令:9		自己都合:11 定 年:21 65歳到達:01 休 職:93 死 亡:41 転 出:9 役員就任:32 懲戒解雇:81 会社都合:31		円 備考 <input type="checkbox"/> 裁定請求書を会社に送付	1 2 3 4

- ・喪失年月日は、定年(60歳/65歳)および65歳到達に限り、その誕生日をご記入ください。その他の場合(自己都合退職、休職、死亡等)は、退職日の翌日をご記入ください
- ・再加入を前提とし喪失事由『休職:93、転出:9』に丸印をつけると同書類の提出をもって、加入者への『老齢給付金(脱退一時金)の支給の繰下げ申出書』を兼ねるものとします
支給繰下げを申出ると再加入前後の加入者期間が通算されます(支給繰下げを申出ない場合には備考欄にその旨をご記入ください)
- ・喪失事由に関して、会社の諸規程等に定められている定年年齢(60歳/65歳)に達した場合(喪失年月日に60歳/65歳の誕生日を記入した場合)は、『定年:21』に丸印をつけてください
- ・喪失事由に関して、会社の諸規程で60歳定年を定めている場合で、かつ65歳まで再雇用した場合は『65歳到達:01』に丸印をつけてください
- ・懲戒解雇による加入者への支給の停止を申出の場合(アイ企業年金基金規約第50条及び別表第6)は、別途『懲戒解雇加入者支給停止依頼書』を添付してください
- ・同届出書は、事態発生(資格喪失)後、かつ事態発生(資格喪失)後30日以内に提出してください

2022年3月改正

受付印欄

連絡欄				
-----	--	--	--	--